

# 告 示

## 埼玉県告示第九百六十三号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

埼玉県和光市新倉地先から埼玉県三郷市谷口地先

### 四 作業期間

平成二十八年八月一日から平成二十九年二月二十八日まで